ひろさきワーク・チャレンジプログラムに関する研究・研修会
第３クール：企業の潜在力が活かされる仕組みづくり

2016 年 2 月 25 日（木）弘前商工会議所

札幌における障害者の就労支援
～　障害者支援から生活困窮者支援へ　～

NPO 法人北海道社会的事業所支援機構理事長　石澤　利巳
（NPO 法人札幌障害者活動支援センターライフ専務理事）

わたしの紹介

１）失業した若者たちで起業（印刷事業）　1987

２）障害者の働く場づくり　1899
・みんなで稼ぎみんなで分ける（能力主義はとらない）

３）福祉的就労に疑問
・先生と呼び合う指導員と指導される障害者
・働く場と言えない作業所実態と障害者の工賃

４）一般就労から戻ってくる障害者
・共に働く場づくりに着手
・その人にあった働く場であり、同時に地域に必要と思われる働く場

５）自治体と協働して障害者雇用や仕事づくり
・札幌市障がい者協働事業制度（2006）※資料参照　　元気カフェなど 20 事業所
・元気ショップ（2006）　福祉事業所の商品販売　売上 9000 万円
・元気ジョブ（2009）企業と福祉のマッチング１億円
＜ライフの現在＞
印刷、食堂、喫茶、自然食品販売、リサイクル事業（委託）、清掃（委託）、農業、居宅介護
札幌市内に８事業所：障害のある人ない人 150 名が共に働く

６）就労困難な人は障害者だけではなかった
・リーマンショック（2008）後、様々な困難を抱える人たちとの出会い
（ホームレス、刑余者 etc）

７）社会的事業所づくりを目指す
・北海道の状況　求人と求職のミスマッチ　３Ｋ職場は人材不足（2020 年問題）
・介護現場は万年人手不足
・市民運営のＮＰＯ北海道社会的事業所支援機構の幾つかの成功例
①支援付就労体験を通して　企業も当事者も安心
独自の支援で４名が継続雇用に結びつく（やりたい事＝出来る事ではない）

②就労困難者⇔人材不足の企業　　障害者施設外就労から雇用へ
企業内の反対　・面倒なことが増える　・収益が減る
ところが‥‥残業は減る、収益は増大　　という結果で雇用の拡大

８）地域を社会的事業所に
・地域に必要な事業の開拓・再生－地域の雇用開拓

2014（平成26）年度臨時福祉給付金状況

	1人10,000円	対象者数	人口	比率	
札幌市	54億6142万円	54万6142人	193万人	28.30%	3.5人に1人
全　国	2400億円	2400万人	1億2685万人	18.90%	5.3人に1人

		世帯数	実人員
平成	24年度	50,536	72,566
	25年度	52,133	74,117
	26年度	53,010	74,588

札幌市　低所得者　546,142人
　　生活保護　74,588人　620,730人
※3人に1人は困窮者やリスクのある人

配布資料①
　ライフ事業所　紹介

配布資料②
　元気ショップ・元気カフェ・元気ジョブ　紹介
　北海道社会的事業所支援機構　紹介

配布資料③
　札幌市障がい者協働事業要綱

詳しくはHPをご覧ください http://npolife.net/

812
区琴似2条5丁目3-5
ンMOMO1F
イフ本部事務局
1-633-6666 FAX:011-613-9323
業所きばりや
1-644-5533 FAX:011-613-9323

1-614-1871 FAX:011-613-9323
812
区琴似2条3丁目2-37 サンハイム1F
リオひだまり
1-615-4131 FAX:011-615-4132

804
区二十四軒4条6丁目5-32
四軒1F
ービスたねや
1-613-0611 FAX:011-644-0088
ステーション繭結(ゆい)
1-623-2505 FAX:011-644-0088

808
央区南8条西2丁目5-74
プラザ星園103
ーシングセンター元気ジョブ
1-596-6581 FAX:011-596-6582
808
央区南8条西2丁目5-74
プラザ星園104
業所もじや
1-596-6583 FAX:011-596-6584

808
区北8条西3丁目
プラザ内3F喫茶コーナー
Kibariya(カフェ・ド・キバリヤ)
X:011-758-6533

003
別区厚別東3条1丁目1-10
ュースプラザ
1-375-1133 FAX:011-375-1155
ww.reuseplaza.jp/

835
区発寒15条14丁目2-30
ルプラザ発寒工房
1-662-7815 FAX:011-662-7816

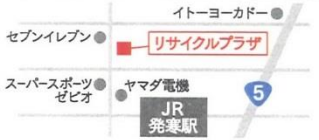

指定居宅介護事業所
ヘルパーステーション 繭結(ゆい)

障害者や高齢者が施設や自宅に閉じこもることなく、社会の中で自分らしく暮らすために障害当事者により創立され、家事や身体、外出介護などをお手伝いしています。
障害者・高齢者のよき理解者として「施設でなく、地域であたりまえの生活を」という要望に応えるためのサポートの他、制度に関しての相談なども受けています。

ヘルパー派遣業務・在宅介護支援

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 同行援護
- 移動支援
- 訪問介護
- 介護予防訪問介護
- 福祉有償運送

就労継続支援事業B型
こころや

2012年2月に開所した「こころや」では、下請けの軽作業、清掃の業務を、真剣に時にはにぎやかに楽しみながら作業しています。
お米の卸し・販売事業では、北海道産ではじめて特A評価を受けた『ゆめぴりか』と、同じく特A評価を受けた『ほしのゆめ』の二品目を取り扱っています。
農家から直に買うことで、安く提供できる仕組みをつくり、低農薬の体に優しいお米をお客様にお届けしています。

こころやで
精米・袋詰めをして
お客様へ

特A 北海道米
ゆめぴりか

就労継続支援事業A型
共働事業所 きばりや

障害者総合支援法の就労継続支援事業A型(雇用型)を活用し、障害の有無に関わらず、共に支え合いながら働ける事業所づくりに取り組んでいます。
設立当初行っていたDM発送やポスティングなどの下請け作業から印刷物版下製作へ。そして、2013年度からは石狩に畑を借り農業にも取り組むなど、様々な事業を行っています。

札幌市障がい者協働事業所
共働事業所 もじや

札幌市独自の事業「札幌市障がい者協働事業所制度」を活用して、障害者雇用の促進に取り組みながら、障害のある人ない人が共に働く事業所づくりを目指しています。
事業内容は、その名の通り「もじ」に関わる印刷・制作などの仕事が中心で、印刷機も所有しています。
お客様の様々なニーズに応えるために、これまでのノウハウと実績を生かし、版下デザインからテープ起こしにいたるまで幅広く事業展開しています。

印刷事業

就労継続支援事業B型
キッチンとこだわり品の店

コン・ブリオ ひだまり

季節の食材を使ったお食事・お飲物を提供する食堂を運営し、お一人様からグループの方まで気兼ねなく利用できる場を作っています。
店舗内では自然食・無添加にこだわった品物の販売も行っており、高知県馬路村のゆず製品やフェアトレード商品なども取り扱っております。

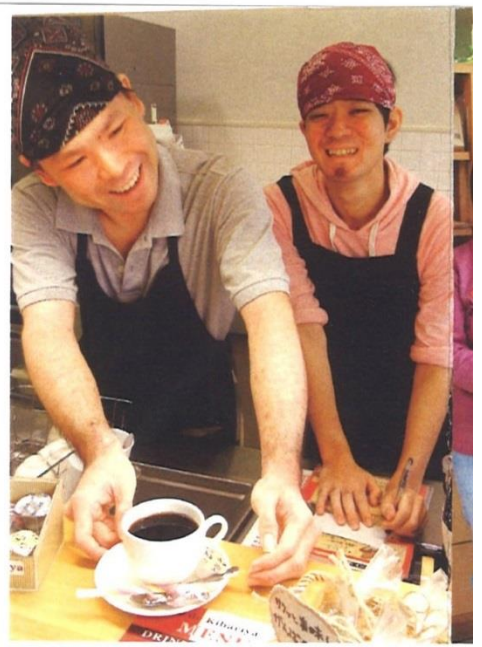

就労継続支援事業A型

Cafe de Kibariya

2007年に「共働事業所きばりや」の新しいかたちとして、札幌市エルプラザ内の喫茶コーナーをオープンしました。「無添加・有機・地場産」「環境への配慮」をモットーに、多彩なこだわりメニューの数々で利用者が安心してくつろげるお店を目指しています。

札幌市委託事業
アウトソーシングセンター

元気ジョブ

札幌市内には様々な仕事を行い、頑張っている障害者の事業所が約300ヵ所あります。
元気ジョブは民間企業・官公庁などに営業し、発注してもらった業務を各事業所に振り分け、障害者の工賃のアップにつなげていくことや、働きがいをつくるために仕事のマッチング（仲介）事業をしています。

札幌市リユースプラザ

厚別地区リサイクルセンター併設

「札幌市障がい者協働事業所制度」を活用し、障害者とシルバー従業員によって、札幌市が「大型ごみ」で回収した木製家具・子供用遊具を簡易修理して販売しています。リユース自転車販売では障害者の司会進行による公開抽選を行うなど、様々なイベントで市民と交流し、環境・福祉活動に取り組んでいます。地域の資源物回収拠点としてリサイクルの推進も行っています。

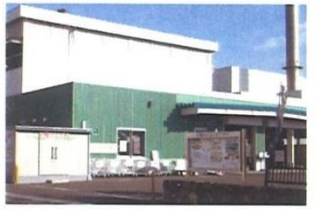

札幌市リサイクルプラザ

発寒工房

シルバー従業員の指導のもと、障害者と共に札幌市が「大型ごみ」で回収した木製家具・子供用遊具、自転車などを修理して、札幌市リユースプラザなどの市内連携施設に提供しています。
修理技術の向上や、専門家育成のための研修も行い、イベント・講座の講師を派遣するなど、環境分野を担う人材を育てながら、「札幌市障がい者協働事業所制度」を活用し、障害者や高齢者の雇用促進にも取り組んでいます。

元気ショップ　市内2店舗

元気カフェ　市内3店舗

＜役務＞
パソコン作業、データ入力、テープ起こし、ルビ打ち、スキャニング、電子書籍化、デザイン作製、版下作製、封入、シール貼り、チラシ折り、箱折り、計量、袋詰め、包装、梱包、のり付け、仕分け、値付け、発送、草刈り、除草、集草、公園清掃、除雪、ポスティング、運搬、回収、ケータリング、建物清掃、シーツ交換、皿洗い、組立作業、機器解体作業、クリーニング、印刷・製本など

＜授産＞
スクリーン印刷、ノベルティ作製、木工品、縫製品、革製品、金属加工品、織物・染め製品、陶器、紙製品、石鹸、キャンドル、パン、ケーキ、クッキー、せんべい、野菜、お弁当、コーヒーの焙煎など

＜販売＞
出張販売、イベント等での出張販売、バザー　など

NPO法人北海道社会的事業所支援機構

民間発の生活困窮者等支援事業構想

ワンストップ支援

縦型行政を横に繋ぐ

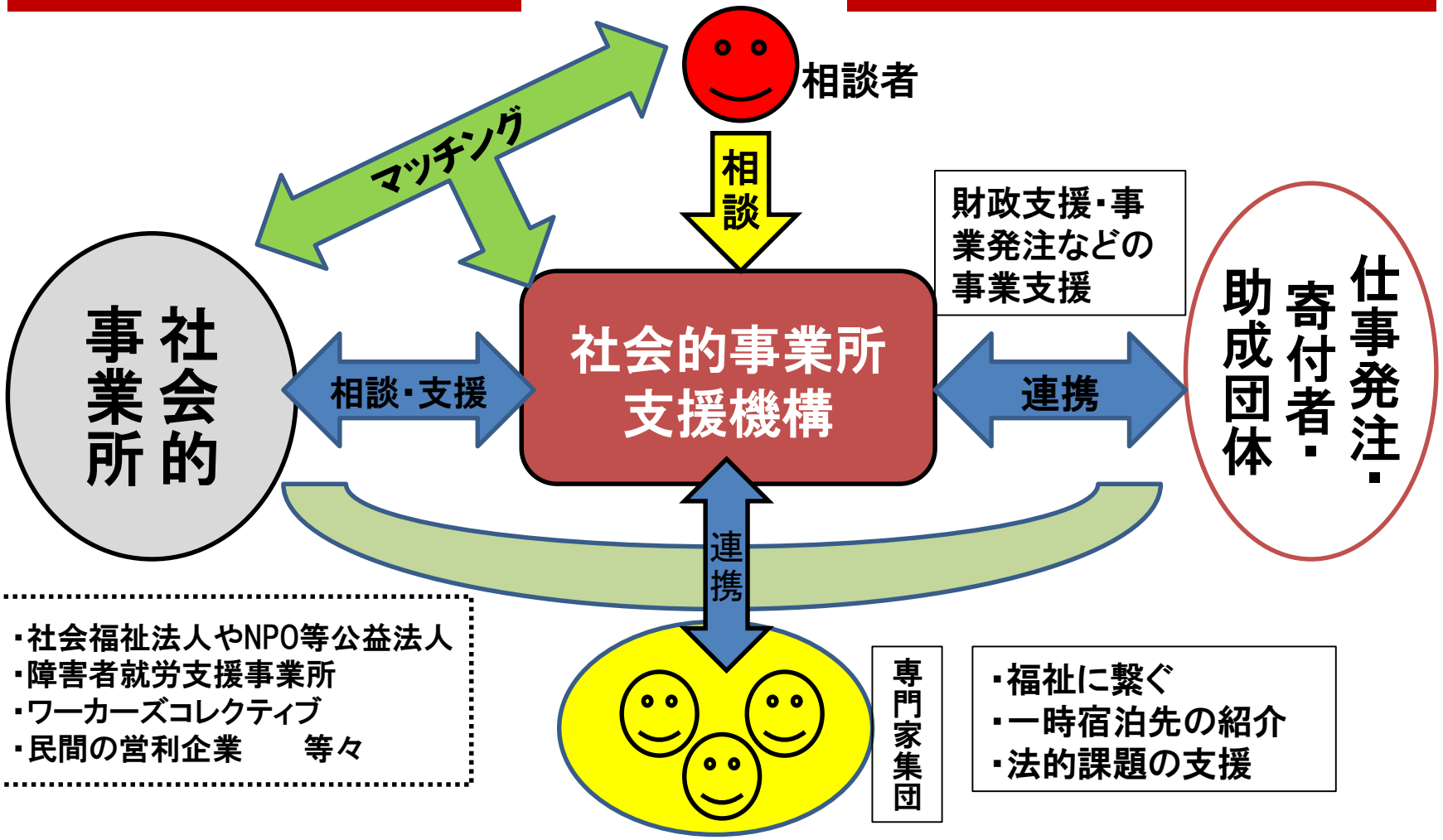

札幌市障がい者協働事業運営費補助要綱

平成 18 年（2006 年） 7 月 27 日
保健福祉局理事決裁
（平成 26 年(2014 年)3 月 31 日改正）

（目的）

第１条　この要綱は、障がいのある者もない者も対等な立場でともに働ける新しい職場形態の構築を進め、地域社会に根ざした障がいのある者の就労の促進並びに社会的、経済的な自立を図ることを目的として行われる「障がい者協働事業」（以下「協働事業」という。）の運営経費に対する補助について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって札幌市と民間事業者の協働により、障がいのある者のより一層の社会参加及び自立・充実した地域生活の促進を図ることを目的とする。

（補助金の交付）

第２条　市長は、次条以下の補助条件に該当し、かつ補助することが必要と認められる協働事業の運営者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助要件の一般原則）

第３条　この要綱において、補助の対象とする協働事業は、以下の要件をすべて満たすものでなければならない。なお、当該法人は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

(1)　法人が行う事業であること。
(2)　継続性のある事業であること。
(3)　事業の拠点が札幌市内であること。
(4)　事業の従業者について、原則として市内に居住し、通常の一般企業等に就労することが困難な障がいのある従業者が５割以上かつ５人以上であること。
(5)　事業の従業者について、全員と原則として１週間 30 時間以上勤務する雇用契約を結んでいること。
(6)　事業の従業者について、法人内の他事業の従業者と明確に区分されていること。
(7)　事業の従業者について、原則として全員が健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用対象であること。
(8)　事業の管理責任者を配置すること。
(9)　事業内容及び事業を行う場所は、障がいの種類や程度に十分な配慮がなされていること。

(10)　補助事業の経理について、法人内の他事業と区分されていること。
(11)　その他、本要綱に定められた要件を満たすこと。

（補助金の算出）
第４条　運営費補助金は、別表第１欄に定める基準により算出した金額と、別表第２欄に定める補助対象経費の実支出額と、当該事業の総収入額から補助金以外の収入を控除した金額を比較して、いずれか低い方の額を交付する。
　ただし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）
第５条　運営費補助金の交付を受けようとする事業を行う法人の代表者は、障がい者協働事業運営費補助金交付申請書（様式１）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）
第６条　市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助の必要を認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式２）を申請者に送付するものとする。

（実績報告書の提出）
第７条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業終了後すみやかに、障がい者協働事業運営費補助実績報告書（様式３）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）
第８条　市長は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適正に実施されていると認めたときは、補助金を確定し、交付決定者に対し補助金確定通知書（様式４）により通知するものとする。

（補助金の交付）
第９条　補助金の交付は、前条の補助金額確定後に請求により支出する。ただし、市長が必要と認めたときは、第６条の補助金交付決定通知後に概算額を交付することができる。
２　前項ただし書の場合において、確定した額が交付した額を超えるときは、市長は、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

（障がいのある従業者）
第１０条　第３条第４号に定める障がいのある従業者は原則として以下の者とする。

(1) 身体障害者手帳所持者
(2) 療育手帳所持者
(3) 精神保健福祉手帳所持者
(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 54 条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 36 条第 1 項第 3 号に定める自立支援医療（精神通院医療に限る）受給者
(5) 障害者総合支援法第4条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の診断を受けている者

２　前項に定める者以外の者については、市長に別途協議することとする。

３　障がいのある従業者は、原則として協働事業に従事するために、公共職業安定所等のあっせんにより、新規に雇用される者であること。

４　事業実施中に障がいのある従業者に欠員が生じた場合は、速やかに公共職業安定所等のあっせんにより、障がい者を新規雇用すること。

５　障害者の雇用の促進に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 20 条の２に規定する障害者介助等助成金、同規則第 20 条の２の３第１項第２号に規定する第２号職場適応援助者助成金、及び国や他の団体等からの同種の助成による援助の対象となっている者は、別表１の障がいのある従業者数には含まれないこととする。

（事業管理者）

第１１条　第３条第８号に定める事業管理者には、障がい者福祉に熱意を有するほか、事業の経営能力及び実績を有する者を充てることに努めること。

（その他の従業者）

第１２条　障がい者従業者以外の従業者は、障がいのある従業者とともに働きながら、障がいのある従業者の介助、相談、技術指導及び作業の支援を行わなければならない。

２　第１項に定める従業者は、常勤換算方法で、障がい者従業者５人に１人以上配置しなければならない。

３　第３条第５号に定める雇用契約を締結する従業者以外に、短期間及び短時間の雇用契約を結ぶ者を当該事業に従事させることができる。

　なお、この者は、第３条各号の要件は適用しないこととし、障がい者であっても、別表１の障がいのある従業者数には含まれないことする。

（賃金の支払）

第１３条　第３条第５号に定める雇用契約を締結した従業者に対して、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に定める最低賃金の適用除外申請を行い、最低賃金の 3/4 を下回る賃金となる場合は、別表１の障がいのある従業者数には含まれないこととする。

（建物及び設備の基準）
第１４条　事業を行う場所及び設備は、第３条第９号の要件のほか、日照、採光、換気等、障がい者従業者の保健衛生及び安全に十分に配慮されたものとし、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令の規定を遵守しなければならない。

（事業計画の変更）
第１５条　申請者は、補助金の交付申請をした後に事業計画を著しく変更しようとするときは、関係書類を提出し市長の承認を得なればならない。

（届出義務）
第１６条　補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、速やかに、市長に届出なければならない。
(1)　運営する者が代わったとき。
(2)　主な設備に破損等の変動があったとき。
(3)　運営内容に変更を生じたとき。

（補助の取消等）
第１７条　市長は、第８条に規定する申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。
(1)　補助条件に違反したとき。
(2)　不正行為があったとき。
(3)　その他市長が補助することが不適当と認めたとき。

（事業の廃止）
第１８条　事業を廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（帳簿等の整備）
第１９条　補助金の交付を受けた者は、次の関係書類を備え、事業完了後５年間保存しなければならない。
(1)　従業者名簿
(2)　従業者出勤簿（タイムカード等でも可）
(3)　業務日誌
(4)　経理関係帳票及びその証拠書類
(5)　設備備品台帳
(6)　賃金台帳
(7)　その他必要となる帳簿

（調査等）
第２０条　市長は、必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第２項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

（委任）
第２１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める。

附　則
（施行期日）
第１条　この要綱は、平成 18 年 10 月１日から施行する。
第２条　当分の間、第１２条第３項の適用について、精神障害者であって、１週間に 20 時間以上勤務する雇用契約を締結する者については、別表１の障害者数に含めることができることとする。

附　則
この要綱は、平成 24 年4月1日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 25 年4月1日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 26 年4月1日から施行する。

別表

第１欄（補助基準額）

	基準額　（単位：円）	算　定　条　件
補助基本額 （年額）	6,820,000	障がい者従業者　５名の場合（短時間０．５×２人）
	7,720,000	障がい者従業者　６名の場合（短時間０．５×２人）
	8,630,000	障がい者従業者　７名の場合（短時間０．５×２人）
	9,540,000	障がい者従業者　８名の場合（短時間０．５×２人）
	10,450,000	障がい者従業者　９名の場合（短時間０．５×２人）
家賃加算	家賃年額×1/2（上限480,000）	当該年度４月１日現在の賃貸契約書記載額による。 （平成１８年度は10月１日現在） 当該事業を行うことを目的に賃貸した場合に限る。
施設設備費補助加算	1,000,000	事業開始初年度のみ

注１　年度途中から事業を開始する場合の補助基本額は、基準額を１２月で除し、当該事業実施月数を乗じることとする。
（日単位の事業実施日切捨て、千円未満切捨て）

注２　障がい者従業者数の算定は、当該年度の事業開始時の障がい者従業者数と当該年度の障がい者従業者雇用計画人数を比較しいずれか、少ない方の人数とする。

注３　障がい者従業者の雇用実績が低い場合は、以下の算式により、注２の人数を減じることとする。
以下①と②を比較し、①の方が低い場合は、③の算式により従業者数を算定する。
なお、算定の結果、５名より少ない場合は、１名につき900,000円を基準額から減じることとする。
ただし、第３条の補助要件を満たしているにもかかわらず雇用形態がシフト制などにより①～③の方法で算定した際に、適正な補助金額が算定されない場合は①を①´、②を②´、③を③´に置き換えて算定する。

①　全障がい者従業者の雇用期間日数（実績）の合計

②　注２による障がい者従業者数　×　事業実施期間の日数　×　0.85（小数点未満切捨て）

③　全障がい者従業者の雇用期間日数（実績）の合計　÷　事業実施期間の日数
（少数点以下四捨五入）

①´　全障がい者従業者の雇用期間時間数（実績）の合計

②´　注２による障がい者従業者数　×　事業実施期間の基準時間数(週30時間×52週)　×　0.85（小数点未満切捨て）

③´　全障がい者従業者の雇用期間時間数（実績）の合計　÷　事業実施期間の基準時間数(週30時間×52週)
（少数点以下四捨五入）

注４　附則第２条の適用により、短時間勤務者を障がい者従業者に算定する場合は、０．５人としてカウントし、括弧内の人数を上限として算定できるものとする。
なお、その際の注３について、①及び③の雇用期間日数（実績）を算出する際に、当該短時間勤務者は０．５を乗じて算出する。（日数の端数は切上げ）

注５　施設設備費補助加算は、事業開始初年度に行った施設改修及び備品等購入に要した経費を上限とする。

第２欄（補助対象経費）

当該事業の運営に要する費用で、以下に掲げるものとする。

従業者給料	従業者に対する給与（障がい者従業者の給与は含まない）
従業者手当	従業者に対する各種手当（賞与等含む）（障がい者従業者の手当等は含まない）
報酬	役員等に対する報酬
共済費	社会保険料・労働保険料の事業主負担分、退職金共済掛金等
福利厚生費	従業者の健康診断その他職員の福利厚生のための費用
報償費	ボランティアに対する謝金等
旅費交通費	電車代、バス代、出張旅費等
通信運搬費	電話代、はがき代等
研修費	従業者に対する研修にかかる経費
消耗品費	事務に必要な用品等の購入費（会議にかかる費用や図書購入費含む）
器具什器費	事務に必要な器具（パソコン、書棚等）にかかる費用
修繕費	建物等の修繕費
印刷製本費	事務に必要な書類やパンフレット等の印刷費
水道光熱費	電気、水道、ガス料金
燃料費	灯油、ガソリン等（ガソリンは車両費でもかまわない）
賃借料	借受けにかかる経費
地代家賃	事業用土地建物賃借料
手数料	銀行振込手数料（各勘定科目に加えてもかまわない）等
保険料	火災保険、損害賠償責任保険等保険料　等
公租公課	印紙税、土地建物固定資産税等(消費税、法人市民税は含まれない)
車両費	事業に使用する車両の車検費用、車両の修繕費、ガソリン代
業務委託費	業務委託に要する費用
負担金	町内会費、関連団体の会費等